

豊中市無電柱化推進計画 (令和7年度改訂版)



令和8年(2026年)3月



目次

第 1 章 はじめに	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 無電柱化の目的と効果	2
1.4 無電柱化の課題	2
1.5 無電柱化の整備手法	3
第 2 章 市内における無電柱化の状況	4
2.1 市管理道路の整備状況	4
2.2 府管理道路の整備状況	4
第 3 章 無電柱化の推進に関する基本方針	5
3.1 無電柱化の推進における考え方	5
3.2 計画の期間	5
3.3 計画の整備目標	6
第 4 章 無電柱化を推進するための取組み	8
4.1 無電柱化のコスト縮減や事業の加速化	8
4.2 市街地開発事業等における無電柱化	9
4.3 関係者間の連携強化	9
4.4 広報・啓発活動	9
第 5 章 計画の進捗管理	10
用語集	11

第1章 はじめに

1.1 計画策定の背景

道路上の電柱や電線は、良好な景観を損ねるだけでなく、歩行者(ベビーカー、車椅子使用者を含む。)の通行を妨げ、また、地震などの災害時には電柱倒壊等により避難・救助活動、物資輸送等に支障をきたす恐れがあります。

近年、災害の激甚化・頻発化によるリスク増大、超高齢化社会におけるバリアフリー化の推進、さらにはインバウンド観光等に備えた都市景観の向上が求められており、無電柱化の必要性は一層高まっています。

このような社会的機運の高まりから、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を目的として平成28年(2016年)12月に「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が制定・施行されました。無電柱化法第8条では、国や都道府県の無電柱化推進計画を基本とし、市町村が「市町村無電柱化推進計画」を策定する努力義務が規定されています。

本市では、上記規定に基づき、「豊中市無電柱化推進計画(以下、「本計画」という。)」を令和4年(2022年)3月に策定し、市管理道路における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定め、都市防災機能の向上、歩行空間の安全・快適性の向上、都市景観の向上等の観点から優先的に取り組む箇所の考え方や、推進方策等を取りまとめ、無電柱化に向けた取組みを着実に進めてきました。

また、制度面においても取組みを進めており、令和5年度(2023年度)には、緊急交通路を対象に新設電柱等の占用を制限する区域指定や、低コスト技術の一つである浅層埋設方式の導入に向けた地下埋設物等の埋設深さ基準の見直しを行いました。

策定以降、社会情勢の変化や国や大阪府の無電柱化に関する動向、これまでの事業進捗などをふまえ、電線管理者等の関係者と連携し、無電柱化をより強力に推進するため、今般、本計画を改訂し、計画的かつ効率的に取り組んでいきます。

また、本計画では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念に基づき、17の国際目標のうち、「3.すべての人に健康と福祉を」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」「13.気候変動に具体的な対策を」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に向けた取組みを推進します。



図1-1 本計画におけるSDGsの国際目標

1.5 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、「地中化構造」と「非地中化構造」に大別されます。また、新設電柱の設置抑制(道路の占用制限、届出勧告制度など)も重要な推進策です。無電柱化の整備にあたっては、各電線管理者や地元住民等との協議をふまえ、以下に示す多様な手法を組み合わせることで推進します。



図1-3 無電柱化の整備手法

第2章 市内における無電柱化の状況

2.1 市管理道路の整備状況

市管理道路では、駅周辺の主要道路や都市計画道路を中心に、土地区画整理事業・民間開発等も合わせ、整備延長約5.0kmの無電柱化を実施しています。

2.2 府管理道路の整備状況

府管理道路では、国道176号や都市計画道路を中心に、整備延長約13.0kmの無電柱化を実施しています。

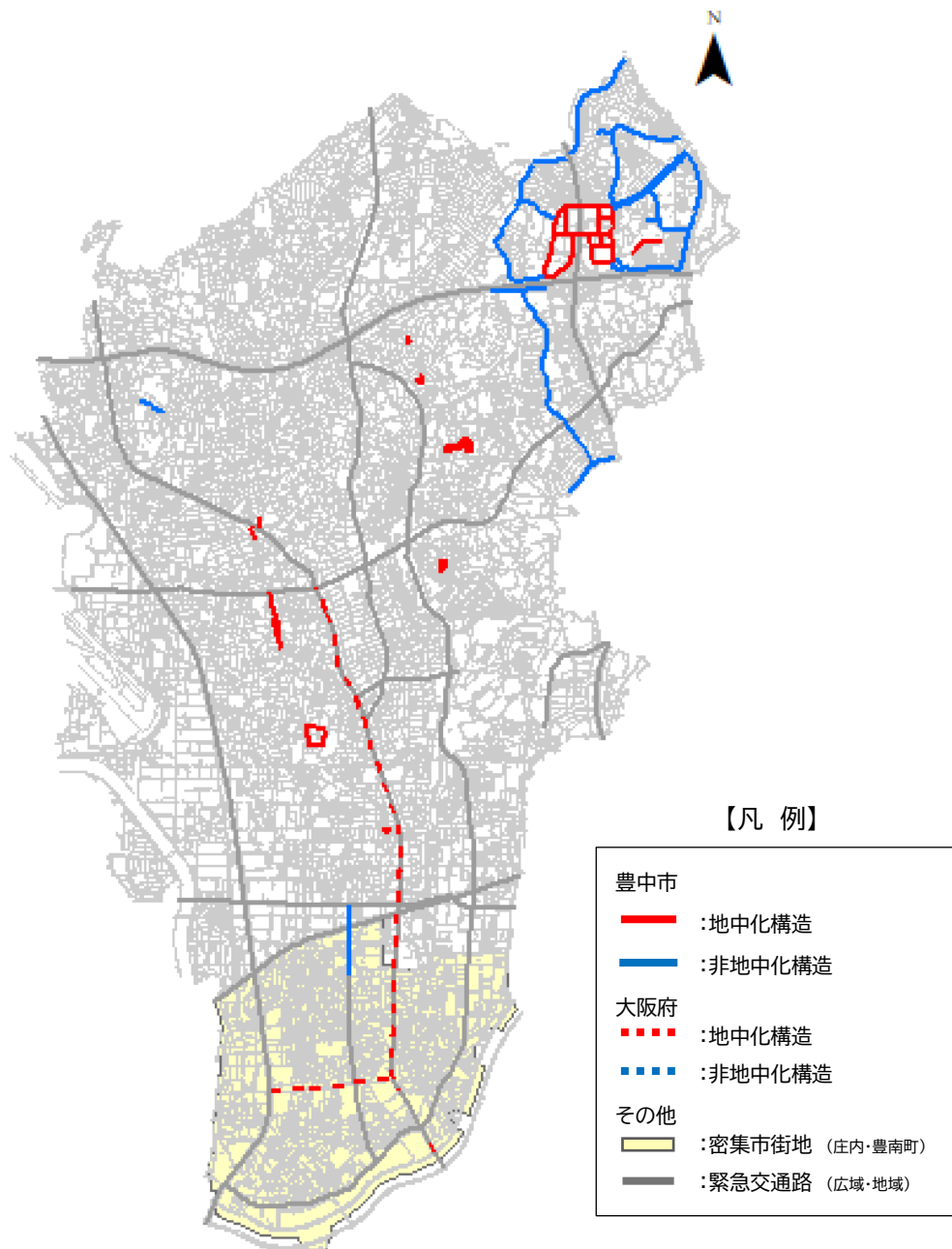


図2-1 市内の無電柱化整備状況(令和8年(2026年)3月末時点)

第3章 無電柱化の推進に関する基本方針

3.1 無電柱化の推進における考え方

無電柱化を計画的かつ効率的に進めるため、以下の考え方に基づき、対象となる地区や路線等を選定します。

(1) 都市防災機能の向上

災害時の救助活動や物資輸送の円滑化を図るため、豊中市地域防災計画(令和4年(2022年)3月)に定める緊急交通路(広域緊急交通路、地域緊急交通路)を対象とします。

また、災害時に甚大な被害が想定される密集市街地における地区内の幹線道路を対象とします。

(2) 歩行空間の安全性・快適性の向上

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、豊中市バリアフリーマスタープラン(令和4年(2022年)3月)に定める移動等円滑化促進地区や通学路等で、地域住民や関係事業者等の理解と協力が得られた区間を対象とします。

(3) 都市景観の向上

良好な景観形成や地域の魅力向上等の取組みを推進する地区の代表的な道路を対象とします。

(4) 新設道路の無電柱化

新設道路の整備と無電柱化事業を一体的に実施することで、既存道路での無電柱化事業に比べ、無電柱化にかかる費用の抑制が期待できるため、新設道路(都市計画道路等)を対象とします。

(5) 現道拡幅を伴う事業と合わせた既設道路の無電柱化

現道拡幅を伴う事業(交差点改良事業、歩道整備事業等)と合わせた既設道路の整備においては、整備コスト、関係事業者や地域住民の協力、関連事業などの地域状況を総合的に勘案し、一定区間を整備することで効果が見込める場合において無電柱化の対象とします。

3.2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)までとします。なお、国や大阪府の無電柱化推進計画の見直し時など、整合性を図る必要が生じた際には、本計画も適宜見直しします。

3.3 計画の整備目標

事業中路線を含めて4路線、整備延長約2.8kmの整備完了を目標とします。なお、目標年次(工事着手年度)は、事業全体の進捗等を総合的に勘案しつつ適宜見直しします。

表3-1 計画対象路線(市道)

番号	路線名	起終点	整備延長(m)	整備手法	進捗状況	目標年次	選定基準	備考
①	新千里東町歩第8号線 (愛称:千里小道 こぼれび通り)	(起)新千里東町二丁目7番 (終)新千里東町二丁目7番	170	地中化	計画中	令和9年度 (2027年度)	歩行空間の安全・快適性の向上 都市景観の向上	3工区
②	(都)曾根島江線	(起)庄内栄町五丁目 (終)庄内栄町五丁目	240 (120×2)	地中化	事業中	令和6年度 (2024年度)	都市防災機能の向上	都市計画道路三国塚口線は大阪府が整備
③	(都)穂積菰江線	(起)千成町二丁目 (終)千成町二丁目	210 (105×2)	地中化	計画中	令和9年度 (2027年度)	都市防災機能の向上	地域緊急交通路 神崎刀根山線に併せて整備
④	神崎刀根山線	(起)神州町 (終)三国二丁目	610 (北側)230 (南側)380	地中化	事業中	令和6年度 (2024年度)	都市防災機能の向上	地域緊急交通路
		(起)千成町三丁目 (終)千成町二丁目	1020 (510×2)	地中化	計画中	令和9年度 (2027年度)	都市防災機能の向上	地域緊急交通路
		(起)千成町二丁目 (終)三和町四丁目	520 (260×2)	地中化	計画中	令和12年度 (2030年度)	都市防災機能の向上	地域緊急交通路 (都)穂積菰江線に併せて整備
整備延長合計			2,770	※整備延長・・・無電柱化の実施区間(両側整備は各側ずつ計上)				

①新千里東町歩第8号線

歩行空間の安全・快適性の向上、都市景観の向上を図るため、無電柱化を実施します。

②曾根島江線(都市計画道路)

都市防災機能の向上を図るため、主要地方道大阪池田線と国道176号を結ぶ三国塚口線(都市計画道路)と併せて、府道との交差区間の無電柱化を実施します。

③穂積菰江線(都市計画道路)

地域緊急交通路に指定されており、都市防災機能の向上を図るため、神崎刀根山線と併せて、無電柱化を実施します。

④神崎刀根山線

地域緊急交通路に指定されており、都市防災機能の向上を図るため、国道176号と併せて、国道との交差区間まで無電柱化を実施します。

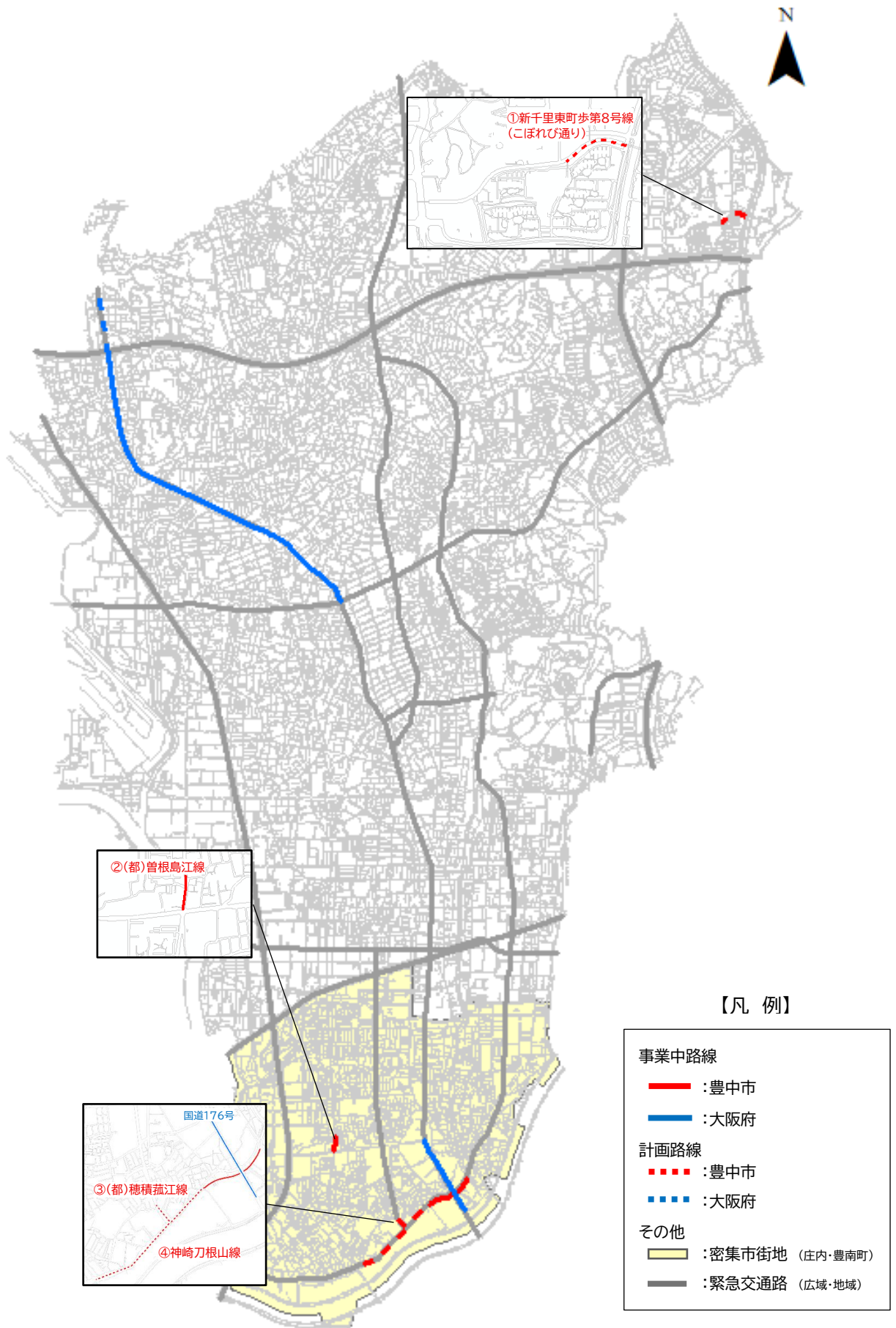


図3-1 計画対象路線(令和8年(2026年)3月末時点)

第4章 無電柱化を推進するための取組み

4.1 無電柱化のコスト縮減や事業の加速化

(1)低コスト技術

無電柱化のコスト縮減や事業のスピードアップを図るため、国の「無電柱化のコスト縮減の手引き（令和6年（2024年）3月）」も参考に管路構造の浅埋化、コンパクト化等の検討を行います。

表 4-1 無電柱化のコスト縮減における主な低コスト技術

管路直接埋設構造の浅埋化 (旧:管路構造)	小型ボックス構造	ケーブル直接埋設構造 (旧:直接埋設構造)
		
現行よりも浅い位置に埋設	小型ボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設

(参考:国土交通省 HP)

(2)低コスト管路材

管路直接埋設構造(旧:管路構造)では、現場状況に応じ、経済性・施工性・維持管理を総合的に勘案して低コスト管路材・埋設工法を選定することでコスト縮減を図ります。



(出典:無電柱化のコスト縮減の手引き)

図 4-1 電力管路材の仕様変更による低コスト化

(3)既存ストック活用方式

電線管理者と協議の上、電線管理者が所有する既存ストック(管路やマンホール等)の活用によるコスト縮減や事業の加速化を図ります。

(4)電線管理者への包括委託

電線管理者と協議の上、無電柱化の設計・工事を電線管理者に包括的に委託することで、同時施工(本体および引込管等)や調整の円滑化による事業の加速化を図ります。

4.2 市街地開発事業等における無電柱化

市街地再開発事業、土地区画整理事業、その他これらに類する事業(開発行為による道路整備等)による地区内の道路整備については、地域状況を総合的に勘案し無電柱化を検討します。

4.3 関係者間の連携強化

様々な会議体の活用や情報共有を通じて、関係者間の連携強化に取り組み、無電柱化事業の円滑化、地上機器設置における公有地・民地の活用、速やかな抜柱を推進します。

推進体制

大阪府無電柱化地方部会(市町村部会)を活用し、無電柱化に関する協議・合意形成を図り、円滑な事業実施に努めます。また、無電柱化実施箇所における課題解消のため、必要に応じて沿道住民等と協議し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を進めます。

情報の共有

国や大阪府と連携し、低コスト技術、施工事例、最新技術等の無電柱化に関する情報収集に努めます。また、本市の取組みについても、国、大阪府、他の自治体との情報共有を図ります。

工事・設備の連携

無電柱化推進路線において、道路事業やガス・水道等の地下埋設工事が実施される際は、道路工事調整会議等の関係者間での会議を活用し、工程や埋設位置等の調整を行います。

公有地・民地の活用

道路空間に余裕がない場合や、景観形成の観点から道路上へ地上機器等の設置が望ましくない場合は、地上機器等の設置場所として、学校や公共施設等の公有地、または公開空地等の民地について、管理者の同意を得て活用を進めます。

抜柱の推進

電線共同溝等の整備後は、地上の電線・電柱を速やかに撤去し、無電柱化を推進します。

4.4 広報・啓発活動

無電柱化に関する市民の理解と関心を深めるため「無電柱化の日(11月10日)」などの様々な機会を活用した広報・啓発活動を実施します。

第5章 計画の進捗管理

計画の進捗管理

本計画では、計画期間中の事業実施状況や取組み状況を定期的(概ね5年毎)に把握・評価し、社会情勢の変化、事業実施状況、国および大阪府の無電柱化推進計画との整合性などをふまえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行いつつ、適切な進捗管理を行います。

用 語 集

見出し	用 語	解 説
あ行	移動等円滑化促進地区	バリアフリーマスタープランで設定するバリアフリー化の優先的な促進が必要な地区。 (1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 (2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区 (3) バリアフリー化の促進が、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
あ行	大阪府無電柱化地方部会	大阪府において、道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される部会であり、無電柱化推進のための各種調整を行っている。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
か行	広域緊急交通路	災害時に応急活動(救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給)を迅速かつ的確に実施するために使用する道路で大阪府が指定する道路。
た行	地域緊急交通路	災害が発生した際に、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、災害医療センター、災害協力病院及び避難所などを連絡する道路で豊中市が指定する道路。
た行	地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器(トランス)、低圧分岐装置など。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
た行	電線管理者	道路上の電柱または電線の設置及び管理を行う事業者。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
た行	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
は行	バリアフリーマスタープラン	平成30年(2018年)11月より施行された改正バリアフリー法において創設された移動等円滑化促進方針(マスタープラン)のことで、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。
ま行	無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱を無くすこと。
ま行	密集市街地	古い木造の建物が密集して、道路が狭く公園が少ないために、地震や火事のときに大規模な火災になる危険性が高く、避難しにくい市街地。(大阪府 HP より引用)



豊中市無電柱化推進計画

令和8年(2026年)3月

豊中市 都市基盤部 基盤整備課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL (06)6858-2886 / FAX (06)6854-0492
E-mail douro_keikaku@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp>
